

JETRO



JOOR

JOOR 出展支援プログラム 募集要項

お申し込みはこちら
※締切：12/23(水)17:00

JOOR出展支援プログラム概要

ジェトロは、日本製品の販売促進を目的とする「BtoBグローバルECプログラム」を通じて、海外向け輸出拡大に取り組んでいます。この度、上記取組の一環として、米国のBtoBオンライン展示会「JOOR」への出展者を募集します。ぜひお申込みをご検討ください。

プログラム主催者	日本貿易振興機構（ジェトロ）
事業内容	BtoBオンライン展示会（ JOOR ）への出展及びプロモーション支援
展示会主催者	JOOR ※JOOR日本窓口は伊藤忠商事株式会社が担う予定です。
出展形式、期間	オンライン形式、ブランドページ公開から約1年間
対象者	日本企業（1社につき3ブランドまで）
対象製品	・アパレル、服飾雑貨（バッグ、靴、帽子、ジュエリー） ・アパレル店に配架可能なその他雑貨 ※ただし、日本ブランドに限る
出展料金	中小・中堅企業：178,000円（税込） 大企業：445,000円（税込） ※各1ブランドあたり
支援ブランド数	30ブランド以上
対象地域	世界各国・地域

1. JOORとは (<https://joor.com/>)

JOOR

- 2010年創業、米国発、世界最大規模のアパレルBtoBオンライン展示会
- 登録ブランド数：8,600以上
- 登録リテラー数：20万以上（144の国・地域の大手百貨店、セレクトショップ、EC含む）

<登録リテラー（一部）>

Neiman Marcus

PRINTEMPS

BERGDORF
GOODMAN

shopbop

Harrods

FORTY FIVE TEN

EAST DANE

2. サービス内容（予定）

以下のサービスが出展料金に含まれます。

1. ブランドアカウントの付与

<ブランドアカウントでできること>

- ブランドページ、各商品ページの編集
- リテラーとチャット、受発注管理、セールスレポートの確認、ラインシート出力等

※1ブランドあたり4名分のログイン権限（"セールスユーザー"）を付与

2. プロモーション支援（予定）

- 出展企業の特設ページをオンライン上に設置、広報（外部サイトでのバナー掲載、SNS等）
- 海外百貨店でのポップアップイベントの開催

※コロナウィルス感染状況等により変更の可能性あり

3. その他

- 製品動画（無制限）のアップロード
- 日本語でのアカウント運用サポートあり（日本窓口：伊藤忠商事株式会社（予定））

※リテラーとのチャット、商談は原則英語でやり取り頂きます。

★そのほか貿易実務に係る質問・相談等、ジェトロのサービスでもご支援致します！

3. 求めるブランドイメージ

1. Sustainability : 持続可能性の高い生産や活動を推進するブランド
2. Diversity : 多様性を尊重するブランド
3. Femininity : 女性の社会進出支援を行うブランド
4. Japanese Craftsmanship : 伝統工芸や職人技の光るブランド
5. Local : 素材調達・生産等を地場で行っているブランド
6. Stay Home : 自宅での心地よさをプラスするブランド

※各種広報等は、これらイメージに分類して実施します。

4. 出展料金（1ブランドあたり）

中小・中堅企業 ※	大企業
178,000円（税込）	445,000円（税込）

※中小・中堅企業の定義

中小・中堅企業料金は、以下に定める日本国内の中小・中堅企業に適用します。

・中小企業

「中小企業基本法」の定義に基づきます。右表のうち、**資本金基準・従業員数基準のいずれか**を充たす法人を中小企業とします。中小企業料金にてお申込みいただけるのは、同法に定める日本国内の中小企業*に限ります。

詳細については、中小企業庁のホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

・中堅企業

中小企業者以外で、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ（構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業の利益となる事業を営む者）を指します。

(注) * 法人格のない個人事業者は含まれません。

** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。

「中小企業基本法」による中小企業の定義

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

5. 出展要件 ①

- JOOR社との利用規約に同意できること。 ※詳細はジェットロ事業お申し込み後、追ってご連絡いたします。
- 日本企業であること。 ※代理店、商社も出展可。 個人事業主は出展不可。
- 募集締切時点で出展可能なブランドを有していること。
- 募集開始時点でJOOR含む他アパレル卸売りマーケットプレイスに未出展（未登録）であること。
- 定められた期日（1月中旬頃予定）までにP.13に記載の画像等の素材を提出できること。
- 海外リテラーからの問合せ（JOOR内チャット含む）やオンライン商談に、英語で対応可能であること。
- 製品やブランドロゴ等の高画質の画像を用意可能なこと。
- 出展期間を通して、ルックブック、ラインシート、紹介文等を定期的に更新するなど、輸出拡大に向けて積極的に取り組めること。

5. 出展要件 ②

- 本事業期間に必要な企業・製品・その他情報をジェットロおよび主催者の求めに応じて提供できること。
- ジェットロがブランドアカウントの利用状況を閲覧することを承諾できること。
- ジェットロが本事業全体の成果を対外公表することに同意できること。（企業およびブランドが特定される情報を開示することはありません）
- ジェットロ指定の月次報告書(※)を指定された期日までに提出できること。ジェットロからの商談進捗状況確認に協力できること。

(※)見積書提示先リテラー名、見積金額、製品名、進捗等を提出いただきます。ジェットロの定める期限内に報告書をご提出いただけない場合、ジェットロの支援を中止するとともに今後の事業参加をお断りする可能性があります。

- 本募集要項に定める事項に同意すること。

6. 審査項目

- 過去に輸出の経験があること。（継続的なオーダーが来る海外取引先があれば尚良し。）
- 海外で開催される展示会に出展した経験がある等、積極的に海外販路開拓に取り組むことが期待できること。
- 英語による商談に対応可能な担当者が複数人いる等、本事業参加に係る運営体制が整っていること（現地代理店での対応も含む）。
- 過去、ジェトロまたは主催者との間で、参加料金の未納、報告書・アンケート未提出等トラブルがないこと。

申込内容を踏まえ、ジェトロと主催者が前述の要件と審査項目に沿って審査します。

7. ご利用いただける割引

【ジェットロ・メンバーズ】

・ 対象

ジェットロ・メンバーズ会員

・ 内容

会員特別特典として出展料金の最大10%を割引します。

※ただし、会員1口につき年会費¥70,000(消費税除く)を年間割引額の上限とします。

・ お申込み方法

詳細は[こちら](#)をご参照ください。

既に会員の方は改めてのお申し込みは不要です。

・ お申込み締切

2020年12月23日（水） 17:00

上記期日後にジェットロメンバーズへ加入された場合は、割引の対象外となりますのでご注意ください。

・ お問い合わせ

メンバー・サービスデスク（会員サービス班）

フリーダイヤル：0120-124-344（平日 9:00～12:00, 13:00～17:00）

通常ダイヤル：03-3582-5176 Fax：03-3582-4572

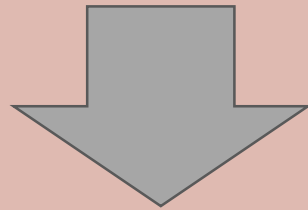
E-mail：jmember@jetro.go.jp

※ジェットロ・メンバーズに係る問い合わせのみ可能です。本プログラムに関するお問合せは[こちら](#)にお願いします。

8. 申込方法（WEB申込）

【申込締切】 12月23日（水） 17:00 ※厳守

[公募ページ](#)の **お申し込み口** より、企業およびブランド情報をご記入のうえ、お申込みください。
※提出後、一両日中に登録完了通知のメールが届きます。
同メールが届かなかった場合は、[お問い合わせフォーム](#)よりご連絡ください。

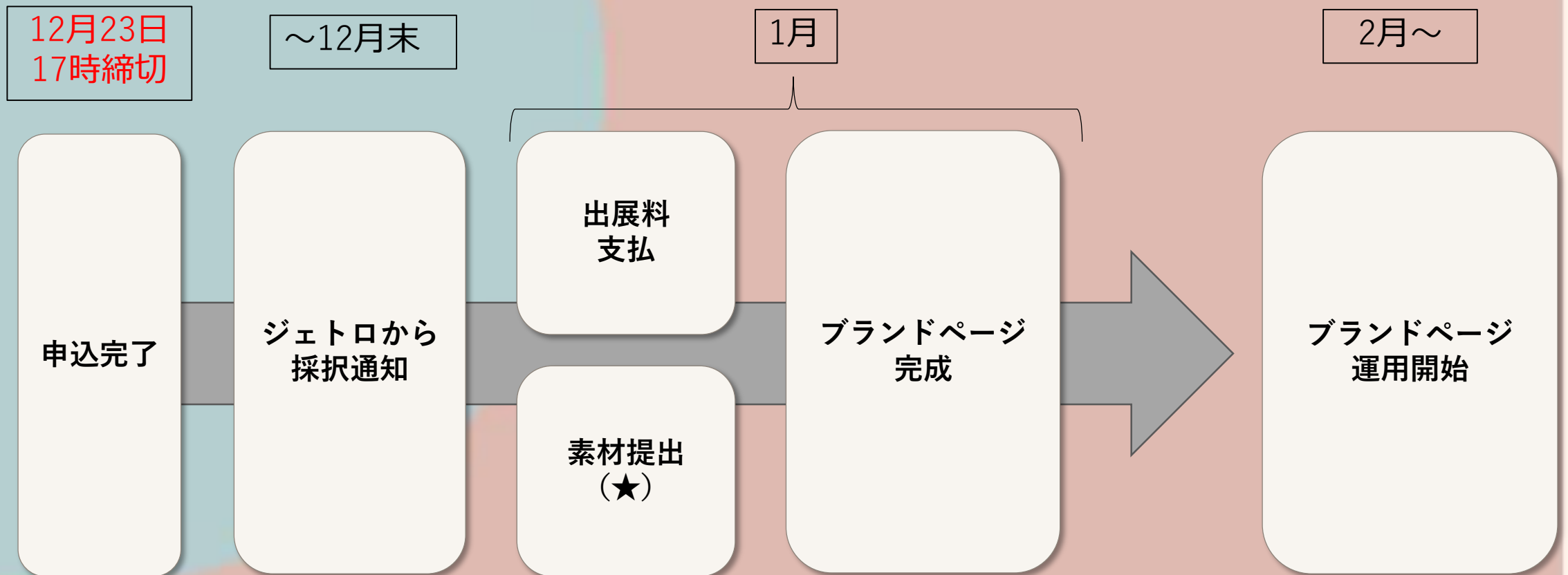


提出内容に不備がないことをジェットロが確認した時点で、お申込みが完了します。

※お申込みフォームへのご記入内容は、審査等のため主催者に共有します。

※募集企業数に満たない場合等、やむを得ない事情により、事業の中止もしくは募集期間を延長する可能性がございます。

9. 申込～出展までの流れ



※ご不明点がある場合は「[よくあるご質問](#)」をご確認ください。

※上記に該当するものがない場合は、[お問い合わせフォーム](#)よりお問合せください。

★出展者にご提出頂く素材を、ご参考までにP.12にまとめておりますのでご確認ください。

10. 今後提出いただく素材（参考）

出展が決定した各ブランドには後日以下のデータをご提出いただきます。詳細は追ってご連絡いたします。

カバー画像／動画	1枚、1200×800または1800×800、～100MB、jpg/png/mp4
アイコン画像	1枚、～4MB、jpg/png
ブランド案内文	英語テキスト、文字数制限なし
カルーセル画像 (キービジュアル)	1～5枚、950×950、jpg/png
ブランドロゴ	1枚、～4MB、jpg/png
ルックブック	PDF
製品画像	1製品あたり1枚～無制限、660×900、jpg/png
製品動画	1製品あたり1動画のみ、～15MB、mp4
製品情報	製品説明文（英語テキスト）、スタイル名、スタイルNo.、カラー、サイズ展開、カテゴリー、通貨、卸売価格 等
既存取引先情報	店名、請求先・配送先情報、バイヤー氏名・メールアドレス 等

1 1. 出展要綱 ①

1. 出展者の資格

- (1) 我が国の企業であること。個人事業主を除く。
- (2) 前項に該当する者であっても、過去にジェットロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なる等により本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェットロが判断した場合、その他ジェットロが適当でないと認めた場合、出展者の資格を有しないものとします。
- (3) JOORの定める規則を遵守すること。

2. 出展物

- (1) 出展物は、ジェットロが定める「募集要項」の対象品目に限ります。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (b) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - (c) メーカー等から海外への販売等に関する許可を得ていない物
 - (d) ジェットロまたはJOORが不適当と判断する物
- (2) 出展物が、我が国外国為替および外国貿易法等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合は、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得するものとします。
- (3) 出展物は、日本国内で生産された製品であること、または、日本企業の資本・技術により企画もしくは生産された製品であること。

3. 出展料金

- (1) 出展料金は、本「募集要項」で定めます。
- (2) 出展料金には、JOORへの出展（1年間）およびP.4のサービス内容に係る経費が含まれます。
- (3) 前項(2)で明示していない経費は、全て出展者負担となります。

4. 出展の取り決め

- (1) 出展申込は、所定の期日までに本「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (2) ジェットロ及びJOORによる出展審査を行います。不採択の理由は回答できません。
- (3) 出展料金は原則として日本において、円貨で支払うものとします。
- (4) 出展料金の払込みは所定の期日までに支払うものとします。

5. 出展承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェットロは、出展者が出展者の資格を有しないことが判明した場合、出展の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。この場合、出展料金は一切返金できません。併せてジェットロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェットロが当該出展に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限られない）を請求します。但し、出展者は出展の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェットロにこれを賠償請求できないものとします。ジェットロは、出展者が本要綱に違反した場合、催告なしに、出展の承諾、取り決めに解除することができるものとします。これによって生じる損害についてジェットロは、賠償請求できるものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 出展を取りやめたい場合は、速やかにジェットロのこちらのメールアドレス宛にご連絡ください（DNB-project7@jetro.go.jp）。

- (2) ジェットロによる採択決定※後にご連絡いただいた場合、出展料金の100%をお支払いいただきます。出展料金の返金はありません。

※「ジェットロによる採択決定」は、ジェットロから出展者へ採択をメールで通知した時点とします。

7. 事業の中止等

- (1) ジェットロは次号等の場合、本事業の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェットロの責任に帰することの出来ない事由によりJOORの利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難になった場合
 - ② 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
 - ③ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェットロとしての事業実施が不適当もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、ジェットロは事情に応じて出展料金の精算、追加経費の出展者負担等についてすみやかに定め、出展者はそれに従うものとします。

8. 定めのない事項の発生

- (1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、又はJOORが新たな事項を定めた場合、ジェットロはその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、ジェットロはすみやかに出展者に通知するものとし、出展者はジェットロの決定した対策に従うものとします。

11. 出展要綱 ②

9. 反社会勢力の排除

- (1) 出展者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
 - ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。
 - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。
 - ホ 前各号に準ずる行為。
 - ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- (2) 出展者が前項9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、出展の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出展者からの出展料金等の償還請求には応じられません。
- (3) 前項9.(2)の定めに基づき、ジェットロが出展の取り決めに解除した場合、出展者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。
- (4) 上記9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出展者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

10. 免責

- (1) ジェットロは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェットロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切その責任を負いません。また本事業で使用するサービスはJOORによって供給がされるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、ジェットロは一切その責任を負いません。
- (3) 7.「事業の中止等」及び8.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる出展者の損害及び不利益等について、ジェットロは一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によってJOORへ出展できなくなった場合も、ジェットロはその責任を負いません。
- (4) 「募集要項」および出展要綱に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとします。
- (5) 本事業は、JOORに一定期間参加するものですが、全体事業スキームは変更になる場合があります。
- (6) JOORの掲載方法および掲載時期はジェットロおよびJOORが決定します。

11. 係争

- (1) この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. その他

- (1) 出展者はJOORにおけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- (2) 本事業実施にあたり、審査時等に必要となる出展者の企業・製品情報をJOOR社に共有します。

12. お問い合わせ

ジェトロ デジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課 BtoB班（大河原・平澤・長谷（ながたに））

- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、在宅勤務を導入しています。恐れ入りますが、ご質問は以下お問い合わせフォームをご利用ください。
- 順次電話またはメールにて回答させていただきます。

よくあるご質問

※お問い合わせ前にご覧ください。

お問い合わせフォーム